

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 6 年 10 月 16 日

上越市監査委員 大 原 啓 資

上越市監査委員 山 川 とも子

上越市監査委員 丸 山 章

記

- | | |
|---------------|--|
| 1 監 査 の 種 類 | 定期監査 |
| 2 監 査 の 対 象 | 上越市創造行政研究所、市民相談センター、消費生活センター、公文書センター |
| 3 監 査 の 着 眼 点 | 収入事務は適正か。
委託料等の契約事務等は適正か。
報酬及び費用弁償の支払事務等は適正か。
事業全体の支払事務等は適正か。
前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。 |
| 4 監査の実施内容 | 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。 |
| 5 監査の実施場所 | 監査委員事務局 |
| 6 監 査 の 日 程 | 令和 6 年 9 月 2 日～10 月 10 日 |
| 7 監 査 の 結 果 | 調査の範囲内において概ね適正に執行されていたが、次の事項について、改善の必要があると認められた。
(1) 指摘事項 なし
(2) 注意事項 2 件
① 契約事務に関すること 1 件
② 支出事務に関すること 1 件
(3) 要望事項 なし |